

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第3号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合会計規則の一部を改正する規則
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合会計規則（平成27年規則第73号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第2項中「事務局長」を「事務局長等（課長（これに準ずるものを含む。）の専決できる事項については、当該課長をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「事務局長は」を「事務局長等は」に、「事務局長に」を「事務局長等に」に改める。

第17条から第19条まで、第23条第4項、第25条、第27条、第29条第1項、第30条、第31条第2項、第32条第2項、第34条第1項、第35条第2項、第36条、第39条第2項、第42条第1項、第2項、第4項及び第5項、第43条、第44条、第46条、第47条、第49条、第51条第1項、第52条第2項、第53条第1項、第2項及び第3項、第54条第2項、第55条、第56条第1項、第58条から第60条まで、第62条、第66条、第67条、第70条、第74条、第75条第1項、第76条、第77条第1項及び第3項、第78条、第79条、第81条、第82条、第83条第3項、第84条、第86条、第88条、第91条、第94条第1項、第95条、第99条第1項及び第3項、第101条第1項第2号並びに第103条中「事務局長」を「事務局長等」に改める。

第6号様式中「事務局長」を「事務局長等」に改める。

第11号様式中「事務局長」を「長」に改める。

第12号様式中「事務局長」を「事務局長等」に改める。

第13号様式から第15号様式までの規定中「事務局長」を「長」に改める。

第17号様式の1から第19号様式までの規定中「現在額」を「現在高」に、「増額」を「増」に、「減額」を「減」に、「増減額」を「増減高」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。